

船橋市知的障害者相談員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2に基づき、知的障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び市民の知的障害者援護思想の普及に関する業務を行い、もって知的障害者福祉の増進に資することを目的とする。

(業務)

第2条 相談員の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言（福祉事務所、障害者相談センター及び児童相談所等が行う専門的な相談指導を除く。）を行うこと。
- (2) 知的障害者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること。
- (3) 知的障害者に対する援護思想の普及に務めること。
- (4) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

(定数)

第3条 相談員の定数は、6名以内とする。

(選考及び委嘱)

第4条 相談員については、市長が次の各号に留意して慎重に選考するものとする。

- (1) 障害福祉全般について理解があり、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的活動ができること。
- (2) 地域及び福祉サービスを必要とする人々の実情に精通していること。
- (3) 民間篤志家として相談活動ができること。
- (4) 原則として、知的障害者又は知的障害者の保護者であること。
- (5) 候補者に本制度の趣旨、内容、諸条件その他必要事項を説明し、その了解のうえで承諾を得るものとする。

2 市長は、前項の規定により選考された者のうちから、適当と認められる者を相談員として委嘱するものとする。

(委嘱の事務手続き)

第5条 相談員は、就任の際、次の書類を提出するものとする。

(1) 知的障害者相談員調書(様式第1号)

(2) 受諾書(様式第2号)

2 市長は、相談員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任相談員の候補者の選考を行う。

3 市長は、前項の規定により選考された相談員候補者を審査し、適格者として認められた者に、第2条に定める業務を委嘱する。

4 相談員としての業務の委嘱に当たっては、委嘱状(様式第3号)、身分証明書(様式第4号)を交付する。

5 市長は、相談員への委嘱状の交付の際、委嘱事項、要綱の内容及びその他留意事項について十分周知徹底を図ること。

6 相談員の再委嘱は、妨げないものとする。

(委嘱の期間)

第6条 相談員の委嘱の期間は、2年とする。ただし、補欠相談員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第7条 市長は、相談員が次の各号の一に該当する場合には、当該相談員に対する委嘱を解くことができる。

(1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合

(3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

(解嘱の事務手続き)

第8条 相談員が自己都合により辞退を申し出たときは、辞退届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、相談員が前条の規定に該当したときは、その実情を調査確認のうえ、解嘱が適当と認められたときは、当該者を解嘱するものとする。

(服務)

第9条 相談員は、その業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に公正であること。
- (2) 個人の人格を尊重すること。
- (3) 職務上知り得た個人情報等を漏らさないこと。また、任期終了後も同様とすること。
- (4) 活動の際は、常に身分証明書を携帯すること。

(相談員活動の実施内容)

第10条 相談員の業務細目については、次の各号のとおりとする。

- (1) 相談員の活動区域は、原則として船橋市全域とする。
- (2) 相談員の相談・指導の活動は、自宅相談及び出張相談とする。
- (3) 相談員は、積極的に区域内の実情を把握し、援護を必要とする者については、適切な相談、助言及び指導に努めること。

また、区域内の団体の指導育成に努めること。

- (4) 相談員は、公的援護について相談を受けたときは、対象者の持つ問題に応じて、その必要とする援護の内容を説明し、申請について指導すること。

なお、この際特に必要と認められる場合には、実施機関に連絡すること。

- (5) 相談員は、各年度の4月、7月、10月、1月の各月の10日までに、前3か月分の活動状況を知的障害者相談員活動報告書(様式第6号)及び相談受付簿(様式第7号)の写しにより市長に報告すること。

(関係機関との連携)

第11条 相談員は、業務を行うに当たって、福祉事務所、知的障害者更生相談所、児童相談所、民生・児童委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

(相談員の研修)

第12条 相談員に対する研修は、市で行うものとする。

(資料等の提供)

第13条 相談員活動の効果を高めるため、市は参考となる資料を相談員に提供するものとする。

(活動手当)

第14条 相談員の活動手当は、月額2,000円とする。

2 活動手当は、年2回に分けて9月及び3月に支給するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めた以外の事項については、必要のつど定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(委嘱期間の特例)

2 この要綱の施行の日に委嘱される相談員の委嘱期間は、第6条の規定にかかわらず平成16年9月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。